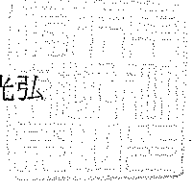


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月30日

南越前町長 岩倉 光弘



### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
馬上免
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成29年3月27日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
経営体数  
法人                                   0 経営体  
個人                                    2 経営体  
集落営農（任意組織）   0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
・担い手はいるが十分ではない
5. 将来の農地利用のあり方  
・担い手に集積・集約化する
6. 農地中間管理機構の活用方針  
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける  
・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
7. 地域農業の将来のあり方  
・今後は中心経営体を核として、「地域内の農地は地区内の農家が守っていく」という基本に沿って、集落が一体となり、新規就農者の促進などについて話し合っていく。